

かがわ 社協 だより

いっしょに
ふくしまちづくり



© 鴨川市社協 イメージ
キャラクター『葉っぱ』

【発行元】社会福祉法人 鴨川市社会福祉協議会

〒296-0033 鴨川市八色 887-1 ふれあいセンター 2階 TEL: 04-7093-0606 FAX: 04-7093-0623

【ホームページ】<http://www.kamoshakyo.or.jp> 【Facebook】[facebook.com/kamosyakyo/](https://www.facebook.com/kamosyakyo/)

「かがわ社協だより」は共同募金の配分事業によって発行されています。

令和5年度社協会費（寄付）へのご協力をお願いいたします。

皆さまからの「社協会費」（寄付）が 地域福祉活動をささえています

社会福祉協議会とは、地域福祉の推進を図ることを目的に都道府県・市町村ごとに設置された社会福祉団体です。鴨川市社協では、住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指して、旧小学校区単位に設置された13の地区社会福祉協議会（地区社協）と連携しながら、住民を主体とした身近な地域でのささえあいの福祉を推進しています。市民の皆さまをはじめ、地域の企業・商店様などからいただいた会費を財源として、地域に密着した福祉活動に取り組んでいます。

- 募集期間：令和5年7月1日～7月31日
- 年会費（寄付）：1口500円

令和4年度 会費報告

一般会費（世帯または個人） 3,212,850円
 特別会費（企業・商店・法人等） 983,500円
 合計 4,196,350円。ご協力ありがとうございました。

主な活用事業

● 13 地区社協の地域福祉活動支援

身近な地域のつながりをつくる福祉活動を担う、13の地区社協。地域のサロンやボランティアをサポートしたり、地域の学校行事や作業への参加、見守り訪問など顔の見える活動を行っています。

● 災害時の支援

大規模自然災害時には災害ボランティアセンターなどの運営を実施。地域のネットワーク強化に取り組みます。

- 鴨川市社協の法人運営
- 広報啓蒙活動

令和5年度 鴨川市社会福祉協議会事業の主なポイント

地域福祉活動

ウイズコロナからポストコロナへ

福祉の課題への対応と地域のつながりの再構築を目指し、住民主体の地域拠点整備や活動支援、福祉教育の推進に積極的に取り組んでいます。また、地域の活動者や民間事業、NPO等との連携を深め、地域生活の課題に基づく仕組みづくりを行います。今年度は、ボランティア講座の開催や、子育て・世代間交流をテーマに『福祉でまちづくりフェスティバル』の再開も予定しています。

地域のつながりを応援

西条地区「ファミリーサロン」参加者を主とした軽スポーツの集いが開催されました。輪投げやグラウンドゴルフなど、参加者は広い場所で身体を動かし楽しみました。



田原小児童と田原地区社協が主催する「ふれあいサロン」の交流会。コロナ禍でも田原小児童が作成したビデオレターで地域の交流を続けています。



地域の活動者を支援

吉尾地区社協、民生委員児童委員、「めぐみの里」相談員、行政、社協の生活支援コーディネーターが集まり、見守り支援活動強化についての話し合いました。



災害福祉支援活動

訓練の実施、広報啓発活動

鴨川市社協は、令和元年房総半島台風の被災時に『災害ボランティアセンター』を運営しました。今後も自然災害時に備え、「災害ボランティアセンター」の設置・運営訓練、行政や災害ボランティア連絡会との連携強化に取り組んでいきます。

権利擁護事業

体制の充実強化を推進

鴨川市社協では、安房3市1町から委託を受けて、『安房地域権利擁護推進センター』を設置しています。認知症や知的障害、精神障害などの理由により意思決定が困難であっても、権利擁護に関する事業を活用することで、住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援を行っています。広域設置のメリットをいかした活動、市民後見人の誕生に向けて取り組んでいます。

令和5年度第1回運営委員会を開催

弁護士、医師、社会福祉士、家庭裁判所書記官などの専門職、行政の関係者が集い、成年後見制度の利用促進に関する取り組みや事業報告、市民後見人等について議論を交わしました。



成年後見制度の利用～親族でもお金をおろせない?!～

先日…
認知症の母が
施設に入所。

娘の私が利用のため、
諸手続きを進めることに。

しかし…え?…困った!!

BANK

通帳からの
払い戻しは、
ご本人様で
お願いします…。

知らなかった…。
利用料の支払いは
どうすればいいの?

もしくは、
『後見人』を立てて
いただけますか?

後見人?
いったい
何のこと?

成年後見制度は、『安房地域
権利擁護推進センター』に
お気軽に相談してください!

よかった
ホッ。

葉っぱ
アドバイス



お問い合わせ：安房地域権利擁護推進センター（鴨川市社協内）
☎7093-5000（午前8時30分～午後5時30分／土日祝休）